

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条第一項において読み替えて準用する同法第二十条第一項の規定及び同法第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四百四十七条第三項中「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を削り、「以内のもの」の下に「（高さが六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）」を加え、「第三百三十九条第一項第四号、第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四項（「」を「第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定並びに同条第四項において準用する」に改め、「の準用に関する部分に限る。）の規定」を削り、同条第四項中「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を削り、「以内のもの」の下に「（高さが六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）」を加え、「第三百三十九条第一項第四

号、第四百四十条第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四百四十条第四項（「を」第三百三十九条第一項第三号及び第四百号の規定並びに第四百四十条第四項において準用する」に改め、「の準用に関する部分に限る。」の規定）を削り、同条第五項中「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を削り、「以内のもの」の下に「（高さが六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）」を加え、「第四百三十九条第一項第四号、第四百四十一条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四百四十一条第四項（「を」第三百三十九条第一項第三号及び第四百号の規定並びに第四百四十一条第四項において準用する」に改め、「の準用に関する部分に限る。」の規定）を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

建築基準法第八十八条第一項の規定により政令で指定する工作物のうち高さ六十メートルを超える煙突等でその存続期間が二年以内のものに係る構造に関する規制の合理化を図る必要があるからである。